地縁団体認可申請
ハンドブック



熊谷市市民活動推進課

令和６年５月改訂版

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

「地縁による団体」とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　認可の要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　認可申請の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3　認可申請に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4　申請した事項に変更があった場合　・・・・・・・・・・・・・ 7
（1）規約に変更があった場合
（2）告示事項に変更があった場合

5　登記等に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（1）告示事項証明書の交付
（2）印鑑の登録
（3）印鑑登録の抹消
（4）印鑑登録証明書の交付

6　認可地縁団体に係る税金　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7　認可の喪失　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（1）認可の取消し
（2）解散

8　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について・・ 12
（1）制度の概要
（2）申請要件
（3）手続の流れ

参考1：地方自治法等の改正による見直し
参考2：市内の認可地縁団体一覧
参考3：根拠法令等（地方自治法及び施行規則）

別紙「地縁団体認可申請書等様式及び記載例」

●はじめに

地域で所有している集会所や自治会館の土地や建物の不動産登記が、自治会長等の個人又は複数の方の名義となっている場合があります。この場合、名義人の転出や死亡などにより自治会の構成員で無くなったとき、相続登記や名義変更登記などの手続が必要になります。また、年数が経ってしまった場合には、様々な問題が発生してしまいます。

こうした問題に対処するために、平成３年４月に地方自治法が改正され、自治会が市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、自治会名義で不動産登記等ができるようになりました。この市町村長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

このハンドブックは、自治会が法人格を取得して「認可地縁団体」になる場合の手続などをまとめたものです。

●「地縁による団体」とは

地方自治法第２６０条の２第１項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、自治会のように区域に住んでいる人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団、婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体及びスポーツ少年団、伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は、「地縁による団体」の対象になりません。

1 認可の要件

自治会が法人格を得るためには、市町村長の認可が必要です。

法人格を得るために組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は、認可の対象とはなりません。

認可の要件は、次の４つとなります。

（１）自治会が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

（２）自治会の区域が、住民にとって**客観的に明らかなもの**として定められていること。この区域は、自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

（３）自治会の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（４）**次に掲げる事項を全て含む規約**を定めていること。

① 目的
② 名称
③ 区域
④ 主たる事務所の所在地
⑤ 構成員の資格に関する事項
⑥ 代表者に関する事項
⑦ 会議に関する事項
⑧ 資産に関する事項

メリット

●明確な法人組織となることで、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。

●規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ちます。法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。

●法人として保有している財産などは、そのまま法人に継承されます。

●コミュニティセンター助成事業（※）で、集会施設の建て替えや改修をするために補助事業を利用することができます。

※(一財)自治総合センターが、毎年、宝くじの社会貢献広報事業として実施しているものです。

●実質的に自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れない場合は、市に申請して一定期間公告することで、認可地縁団体名義で所有権の移転ができる特例制度が活用できます。（詳細は 12 ページ）

発生する義務

●地方自治法の規定に基づく「運営の義務」が発生します。

・正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別をしてはいけません。

・特定の政党や候補者のために政治的な活動をすることはできません。

・年度終了ごとに財産目録を作成し、事務所に備え置かなければなりません。

・構成員名簿を備え置き、変更があるたびに更新しなければなりません。

・年に１回の通常総会の開催が義務づけられます。（対面開催を原則としますが、欠席者は委任状提出のほか書面による表決も可能です。）

●各種手続の義務が発生します。

・告示事項（代表者や主たる事務所など）に変更があった場合は、市へ届け出なければなりません。

・規約の変更は市町村長の許可を受けなければ効力を発揮しません。

●法人として納税の義務が発生します。

●代表者の住所氏名は告示事項のため、請求に基づき開示されることがあります。

法の規定などにより上記の制約を受けますが、認可を受けることで「市の監督下に置かれる」ということはありません。

従来同様に、住民相互の自主的な活動が必要です。

2 認可申請の手続

実際に認可申請を行う手順は、次のとおりです。

（１）自治会内で法人化申請について話し合う。

⇩

（２）市民活動推進課へ事前相談

⇩

（３）規約(改正)案などの作成

⇩

（４）自治会で規約に従った総会を開催し、次の事項等について議決する。

※総会以外での議決は、認められません。

①規約の改正

②認可申請すること。

③代表者の決定

④構成員の確定

⑤保有する資産の確定

⇩

（５）申請書類の作成及び提出

⇩

（６）市民活動推進課にて提出書類の確認

⇩

（７）認可要件審査　（書類等に不備があった場合は、再提出となります。）

⇩

（８）市長による認可の告示

不動産登記を理由に認可を受けたい場合は、集会所やその土地の現在の登記名義人、登録免許税・手数料についてこの段階で調べておくことで、今後の手続が順調に進みやすくなります。

3 認可申請に必要な書類

［　］に記載のページは、「地縁団体認可申請書等様式及び記載例」に該当します。

（１）認可申請書　［P1］

（２）規約［P2　**自治会規約の参考例**］

・認可申請に当たって改正及び作成した認可要件を満たす規約であり、総会の承認を得たもの

必ず含めてください！

目的、名称、区域、主たる事務所の所在地
構成員の資格に関する事項
代表者に関する事項
会議に関する事項、資産に関する事項

（３）認可申請について総会で議決したことを証する書類[P8 **議事録の参考例**]

・認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの

（４）構成員の名簿　［P10　**構成員名簿の参考例**］

・自治会の区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっていること。

①構成員とは

年齢・性別等を問わず区域に住所を有する全ての住民一人一人が対象です。加入条件を付けたり、加入を希望する人を拒むことは認められません。

②相当数とは

自治会区域内の全住民の過半数です。全住民が構成員でなければ認可されないということではありませんので、構成員だけの名簿を作成してください。

（５）良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類[**当年又は前年度総会資料等**]

・事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等の具体的な活動がわかる書類

（６）申請者が代表者であることを証する書類[P11～13]

・申請者が代表者となる事を承諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印のある書類
・代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類
・代理人の有無を記載した書類

◇自治会区域図を参考に添付いただいています。

規約の中で区域（例：熊谷市宮町〇〇番地～△△番地）を明記しますので、地番や隣接する自治会の境界を明確にしてください。

４ 申請した事項に変更があった場合

（１）規約に変更があった場合

認可地縁団体の代表者は、市長に対し次の書類を届出しなければなりません。

なお、規約改正には市長の認可が必要です。認可できる内容かどうか確認しますので、総会前に改正案を持参して担当まで御相談ください。

【届出に必要な書類】

① 規約変更認可申請書 ［P14］
② 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ［P15］
③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
（総会の議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）

（２）告示事項に変更があった場合

認可地縁団体の代表者は、市長に対し届出しなければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。この告示がない限りは、登記手続に必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の証明内容も更新されません。

提出書類及び告示事項は、次のとおりです。

【届出に必要な書類】

① 告示事項変更届出書 ［P16］
② 告示された事項に変更があった旨を証する書類
（総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）

【告示事項】

① 名称
② 規約に定める目的
③ 区域
④ 主たる事務所
⑤ 代表者の氏名及び住所
⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務執行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
⑦ 代理人の有無
⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨ 認可年月日

5 登記等に必要な書類

登記手続につきましては、市民相談室（市役所１階）にて毎月１回行っている登記相談（要事前予約）を御利用いただくか、法務局にお問合せください。

（１）告示事項証明書の交付

市長による告示を受けた後に、自治会名義での登記に必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の交付を受けることができます。

【交付に必要な書類等】

① 認可地縁団体告示事項証明書交付申請書 ［P17］
② 申請者の印鑑
③ 手数料　１通２００円

（２）印鑑の登録

【登録資格】

登録申請できるのは、原則として代表者本人のみです。ただし、職務代行者・仮代表者・特別代理人・清算人が選任又は就任している場合の当該者、若しくは熊谷市認可地縁団体印鑑条例第１１条第１項第１号に示される代理人が置かれており代表者の委任の旨を証する書類がある場合には、代理人が申請することもできます。

【登録できる印鑑】

認可地縁団体の印鑑を１地縁団体につき１個登録できます。
なお、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
② 機械製造により大量生産されたもの
③ 印影の大きさが１辺の長さ８㎜の正方形に収まるもの
　又は１辺の長さ３０㎜の正方形に収まらないもの
④ 印影を鮮明に表しにくいもの
⑤ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【登録に必要な書類等】

① 認可地縁団体印鑑登録申請書 ［P18］
② 登録する認可地縁団体の印鑑
③ 代表者個人の印鑑登録証明書１通（発行から３か月以内）及びその印鑑

（３）印鑑登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体の印鑑登録が抹消されます。

① 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。

② 熊谷市認可地縁団体印鑑条例第６条第１項又は第２項の申請を受理したとき。

③ 地方自治法第２６０条の２０の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。

④ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、登録印鑑として適当でないと認められたとき。

⑤ その他市長が、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

（４）印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、不動産登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

【交付に必要な書類等】

①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書　［P19］

②登録されている認可地縁団体の印鑑

③手数料　１通２００円

※認可当時に代理人を定めている場合のみ、代理人による申請も可能です。この場合は「身分証明書（様式は別途お問合せください。）」と「代理人選任届」［P22］　が必要です。

◆ 注意 ◆

認可地縁団体告示事項証明書の交付申請、印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付申請は、市民活動推進課で申請してください。

6 認可地縁団体に係る税金

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	減免措置	課税
	固定資産税	不動産等の使用目的によって判断されます	
県税	法人県民税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

【必要な手続】

市税　**＜市役所 市民税課・資産税課＞**

・法人市民税

認可を受けた日から１か月以内に、「法人（設立・開設・異動）届出書」の提出が必要です。

・固定資産税

所有する不動産等が減免できるかどうか確認してください（集会所用地は原則、減免されます。）。

県税　**＜熊谷県税事務所**　TEL：048-523-2036＞

・法人県民税及び法人事業税

認可地縁団体設立から１か月以内に、「法人の設立等報告書」などの届出が必要です。

・不動産取得税

不動産等を登記した後に県税事務所に申告をしてください。

法人税　**＜熊谷税務署**　TEL：048-521-2905＞

・収益事業を行わない場合は、手続の必要はありません。

・収益事業を行う場合は、熊谷税務署へ届出が必要です。

登録免許税　**＜さいたま地方法務局熊谷支局**　TEL：048-524-8805＞

・登記の際、登録免許税がかかります。

※ 詳しい内容は、各担当窓口にお問合せください。

7 認可の喪失

(1)認可の取消し

認可を受けた地縁による団体が、次のいずれかの場合又は不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

(2)解散

認可地縁団体は、次のいずれかに１つでも該当するときは、解散しなければなりません。これにより、市長は解散告示及び官報による公告などを行います。

① 規約で定めた解散事由の発生
② 破産手続開始の決定
③ 認可の取消し
④ 総会の決議
⑤ 構成員が欠けたこと。

８ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

（１）制度の概要

通常、登記名義の変更手続は、登記権利者（新たな名義人）と登記義務者（現在の名義人、死亡している場合にはその相続人）双方の共同で行う必要があります。そのため、登記簿に表示された所有者や相続人の所在が分からない場合には、名義変更ができません。認可地縁団体においても、市の認可を受け法人化したものの、登記義務者の所在が不明な場合、登記手続ができませんでした。

これに対処するため、平成２７年４月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、認可地縁団体が所有する不動産で一定の要件を満たす場合、認可地縁団体が所定の手続を経ることで、認可地縁団体単独で所有権の保存又は移転の登記を可能にする特例制度が創設されました。

（２）申請要件

申請には、地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる次の事項４点をすべて満たしている必要があります。手続の際には、これらを疎明するに足りる資料を提出しなければなりません。

事項１：当該認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。

事項２：当該不動産を１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

疎明する資料（例）

・当該不動産を実質的に所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
・閉鎖登記簿の謄本、旧土地台帳の写し
・公共料金の支払領収書
・固定資産税の納税通知書

事項３：当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が、当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人となっていること。

疎明する資料（例）

・構成員名簿

事項４：当該不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人全部又は一部の所在が知れないこと。

疎明する資料（例）

・登記名義人が登記記録上の住所に住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類。＝「不在住証明書」を市町村役場で取得
・登記名義人の住所に宛てた配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書類。＝郵便局へ相談
・当該不動産の所在地についての実情に精通した者からの、登記名義人の所在が不明である旨の証言を記載した書類

（３）手続の流れ

① 申請要件を満たしている認可地縁団体が、市長に対して次の書類を提出します。

ア 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 ［P23］
イ 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
ウ 保有資産目録又は保有予定資産目録
エ 申請者が代表者であることを証する書類
オ 地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

⇩

② 市が提出書類を確認し、申請要件を満たしている場合、３月以上の公告を行います。

⇩

③ 不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、市長が認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付します。

⇩

④ 認可地縁団体が法務局に必要書類を提出し、登記の移転等を行います。

参考１：地方自治法等の改正による見直し

近年、見直しされた事項についてお知らせします。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員の表決権の行使の電子化

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法（例：電子メール、ウェブサイト、アプリケーションの活用等）により表決が可能となりました。

（令和３年９月１日施行）

認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることが可能となりました。

したがって、これまで認可申請書に添付していた保有資産目録及び保有予定資産目録の提出は不要となりました。

（令和３年１１月２６日施行）

認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、以下の２つの方法が規定されました。

①地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による表決を行うことが可能となります。

②地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

（令和４年８月２０日施行）

解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する回数の見直し

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催促に関す公告について、その回数が３回以上から１回になりました。

（令和４年８月２０日施行）

認可地縁団体同士の合併の規定の創設

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

（令和５年４月１日施行）

※合併に係る様式[P21,22]

これまでに事例がないためハンドブックに記載していません。

参考２：市内の認可地縁団体一覧

No.	名称	認可年月日
1	美土里町自治会	平成 4 年 6 月 18 日
2	村岡自治会	平成 4 年 9 月 14 日
3	下恩田自治会	平成 5 年 7 月 5 日
4	熊谷ハイタウン自治会	平成 6 年 6 月 1 日
5	替津田自治会	平成 7 年 3 月 16 日
6	向諏訪自治会	平成 9 年 5 月 21 日
7	上宿自治会	平成 9 年 5 月 21 日
8	稲荷木陣場自治会	平成 9 年 5 月 21 日
9	上原自治会	平成 9 年 5 月 21 日
10	西向諏訪自治会	平成 9 年 5 月 21 日
11	東陣場自治会	平成 9 年 5 月 21 日
12	藤之宮自治会	平成 9 年 5 月 21 日
13	中曽根自治会	平成 9 年 10 月 6 日
14	津田新田自治会	平成 10 年 6 月 26 日
15	中恩田自治会	平成 10 年 9 月 29 日
16	下奈良自治会	平成 13 年 11 月 15 日
17	小曽根自治会	平成 15 年 12 月 15 日
18	高本自治会	平成 16 年 3 月 8 日
19	上恩田自治会	平成 17 年 2 月 25 日
20	久保島第二自治会	平成 17 年 10 月 31 日
21	北口自治会	平成 18 年 12 月 5 日
22	弥下自治会	平成 21 年 5 月 8 日
23	浅見自治会	平成 21 年 9 月 7 日
24	手島自治会	平成 23 年 5 月 30 日
25	上根自治会	平成 24 年 5 月 29 日
26	弥藤吾中口自治会	平成 24 年 6 月 7 日
27	聖天自治会	平成 25 年 5 月 27 日
28	北武蔵自治会	平成 26 年 6 月 3 日
29	外原自治会	平成 27 年 3 月 4 日
30	上川原自治会	平成 28 年 5 月 20 日

No.	名称	認可年月日
31	小泉自治会	平成 28 年 5 月 20 日
32	妻沼南団地自治会	平成 28 年 7 月 1 日
33	東岡自治会	平成 29 年 3 月 24 日
34	赤城自治会	令和元年 5 月 13 日
35	久保島第一自治会	令和 5 年 2 月 14 日
36	柿沼団地自治会	令和 6 年 4 月 23 日

参考３：根拠法令等

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

最終改正：令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 63 号　※様式は省略

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四　規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　目的

二　名称

三　区域

四　主たる事務所の所在地

五　構成員の資格に関する事項

六　代表者に関する事項

七　会議に関する事項

八　資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。
⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
〔規約の変更〕
第二百六十条の三　認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
〔財産目録及び構成員名簿〕
第二百六十条の四　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
〔代表者〕
第二百六十条の五　認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。
〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六　認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七　認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一　認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二　認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一　財産の状況を監査すること。

二　代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三　認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四　認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

②　総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五　認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。
〔認可地縁団体の事務の執行〕
第二百六十条の十六　認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。
〔総会の決議事項〕
第二百六十条の十七　認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
〔構成員の表決権〕
第二百六十条の十八　認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。
②　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
③　前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
④　前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。
〔表決権のない場合〕
第二百六十条の十九　認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。
〔総会の決議方法〕
第二百六十条の十九の二　この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。
②　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
③　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
④　総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。
〔認可地縁団体の解散事由〕
第二百六十条の二十　認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。
一　規約で定めた解散事由の発生
二　破産手続開始の決定
三　第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
四　総会の決議

五　構成員が欠けたこと。
六　合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）
〔解散の決議〕
第二百六十条の二十一　認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕
第二百六十条の二十二　認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
②　前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。
〔清算中の認可地縁団体の能力〕
第二百六十条の二十三　解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。
〔清算人〕
第二百六十条の二十四　認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。
〔裁判所による清算人の選任〕
第二百六十条の二十五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。
〔清算人の解任〕
第二百六十条の二十六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。
〔清算人の職務及び権限〕
第二百六十条の二十七　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。
一　現務の結了
二　債権の取立て及び債務の弁済
三　残余財産の引渡し
②　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
〔債権の申出の催告等〕
第二百六十条の二十八　認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
②　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
③　認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならな

い。
④　第一項の公告は、官報に掲載してする。
〔期限経過後の債権の申出〕
第二百六十条の二十九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。
〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕
第二百六十条の三十　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
②　清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
③　前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
④　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
〔残余財産の帰属〕
第二百六十条の三十一　解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。
②　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
③　前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
〔裁判所による監督〕
第二百六十条の三十二　認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
②　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
〔清算結了の届出〕
第二百六十条の三十三　認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。
〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕
第二百六十条の三十四　認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
一　仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
二　解散及び清算の監督に関する事件
三　清算人に関する事件
〔不服申立ての制限〕
第二百六十条の三十五　認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕
第二百六十条の三十六　裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。
〔検査役の選任〕
第二百六十条の三十七　裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
②　前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。
〔認可地縁団体の合併〕
第二百六十条の三十八　認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。
〔合併の認可〕
第二百六十条の三十九　認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。
②　前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
③　合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
④　第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。
〔合併の不服申立て〕
第二百六十条の四十　認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
②　認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
第二百六十条の四十一　債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
②　債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③　合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二　合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四　市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

②　認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③　合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④　第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤　第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五　市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一　第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二　認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

②　前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③　前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④　前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六　認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二　当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

②　市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③　前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④　市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤　第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七　不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が

当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八　次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一　第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二　第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三　第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四　第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則(昭和 22 年 5 月 3 日号外内務省令第 29 号)

最終改正:令和 5 年 3 月 31 日号外総務省令第 36 号　※様式は省略

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条　地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　規約

二　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三　構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行つていることを記載した書類

五　申請者が代表者であることを証する書類

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二　地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)の規約

二　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

三　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行つていることを記載した書類

五　合併しようとする各認可地縁団体の規約

六　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十三第四項及び森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名及び住所
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　認可年月日
二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名及び住所
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名及び住所
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
イ　名称
ロ　区域
ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所
ホ　解散事由
ヘ　解散年月日
五　清算結了の場合
イ　名称
ロ　区域
ハ　主たる事務所
ニ　清算人の氏名及び住所
ホ　清算結了年月日
六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
2　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。
〔告示事項の変更についての届出〕
第二十条　地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
〔告示事項の証明書の請求〕
第二十一条　地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。
2　市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
3　前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。
〔規約変更の認可申請〕
第二十二条　地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。
2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
（電磁的方法）
第二十二条の二　地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線

を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）
第二十二条の二の二　認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一　前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
二　ファイルへの記録の方式
3　第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
〔合併の不服申立ての届出〕
第二十二条の二の三　地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。
2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
〔合併について総務省令で定める事項〕
第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　合併後の認可地縁団体の名称
二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
三　合併後の認可地縁団体の区域
四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所
五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十　合併前の各認可地縁団体の名称
十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕
第二十二条の二の五　地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
一　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
二　申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
三　申請者が代表者であることを証する書類
四　地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
〔公告事項〕
第二十二条の三　地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
二　前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
三　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
四　異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
2　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
3　前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。
〔公告に係る情報提供〕
第二十二条の四　地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
2　前項の書面の様式は、別記のとおりとする。
〔公告に係る通知〕
第二十二条の五　地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。
2　前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

熊谷市認可地縁団体印鑑条例（平成17年10月1日条例第17号）

最終改正:平成20年9月29日条例第45号　※様式は省略

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録資格）

第2条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が選任され、又は就任しているときは、当該者とする。

（1）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者

（2）　法第260条の9に規定する仮代表者

（3）　法第260条の10に規定する特別代理人

（4）　法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

（登録申請）

第3条　認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、申請書に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら市長に申請しなければならない。

（印鑑の登録）

第4条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、前条の申請があったときは、登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。

（1）　印影

（2）　登録番号

（3）　登録年月日

（4）　認可地縁団体の名称

（5）　認可地縁団体の主たる事務所の所在地

（6）　認可地縁団体の認可年月日

（7）　登録資格

（8）　代表者等（認可地縁団体の代表者又は第2条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の氏名

（9）　代表者等の生年月日

（10）　代表者等の住所

（11）　その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要と認める事項

（登録印鑑）

第5条　登録できる認可地縁団体の印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2　前条の規定にかかわらず、市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

（1）　ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

（2） 機械製造により大量生産されたもの
（3） 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
（4） 印影を鮮明に表しにくいもの
（5） その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
（登録廃止の申請）
第6条　認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。
2　認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失したときは、直ちに申請書により、自ら市長に申請しなければならない。
（登録事項の修正）
第7条　市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、登録原票の登録事項を修正しなければならない。
（登録の抹消）
第8条　市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。
（1） 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
（2） 第6条第1項又は第2項の申請を受理したとき。
（3） 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
（4） 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。
（5） その他市長が、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。
2　市長は、前項第4号又は第5号の事由により登録を抹消したときは、当該印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。
（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請）
第9条　認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。
（認可地縁団体印鑑登録証明書）
第10条　前条の認可地縁団体印鑑登録証明書は、登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
（1） 認可地縁団体の名称
（2） 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
（3） 登録資格
（4） 代表者等の氏名
（5） 代表者等の生年月日
2　市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に登録原票に登録され

ている印影の写しであることに相違ない旨を記載しなければならない。
（代理人による申請）
第 11 条　次の各号に掲げる代理人は、委任の旨を証する書面を添えて、この条例の規定に基づく申請をすることができる。
（1） 法施行規則第 19 条第1項第1号トに規定する代理人が置いてある認可地縁団体にあっては、当該代理人
（2） 第2条各号に掲げる者の代理人
2　前項の場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第6条第1項及び第2項並びに第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。
（印鑑登録証明書の手数料）
第 12 条　認可地縁団体印鑑登録証明書の手数料は、熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）の定めるところによる。
（事実の調査）
第 13 条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対して質問をさせ、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求めさせることができる。
2　当該職員は、前項の規定により、質問をし、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（閲覧の禁止）
第 14 条　市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。
（熊谷市行政手続条例の適用除外）
第 15 条　この条例の規定により市長が行う処分その他公権力の行使に当たる行為については、熊谷市行政手続条例（平成 17 年条例第 14 号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。
（委任）
第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

熊谷市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成 17 年 10 月1日規則第 24 号）

最終改正:平成 20 年 12 月1日規則第 54 号　※様式は省略

（趣旨）

第1条　この規則は、熊谷市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認可地縁団体印鑑登録の申請）

第2条　条例第3条に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「代表者等の個人印鑑」という。）を押印し、及び当該押印した印鑑に係る発行後3月以内の印鑑証明書を添付して行わなければならない。

（認可地縁団体印鑑の登録）

第3条　市長は、条例第3条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 21 条第2項の規定に基づき作成された台帳（第8条において「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び代表者等の個人印鑑に係る印鑑登録証明書と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（様式第2号。以下「登録原票」という。）に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

（登録原票の改製）

第4条　市長は、登録原票が汚損したときその他必要と認めるときは、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知し、及び当該認可地縁団体登録印鑑の提示を求め、改製することができる。

（登録印鑑の制限）

第5条　条例第5条第2項第5号に規定する印鑑は、次に掲げるものとする。

（1） 代表者等の個人印鑑

（2） 印鑑に代表者等以外の個人の氏名等が刻印されている印鑑

（3） 他の地縁による団体の印鑑と誤認されるおそれのある印鑑

（4） その他認可地縁団体印鑑として登録することが適当でない印鑑

（登録廃止の申請）

第6条　条例第6条第1項又は第2項に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）に必要事項を記載の上、代表者等の個人印鑑を押印し、及び当該押印した印鑑に係る発行後3月以内の印鑑証明書を添付して行わなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請）

第7条　条例第9条に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第4号）に必要事項を記載の上、行わなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第8条　市長は、条例第9条に規定する申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体登

録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第5号）を交付しなければならない。

（身分証明書）

第9条　条例第 13 条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（文書保存年限）

第 10 条　認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存年限は、次の各号に定めるところによる。

（1）抹消された登録原票　抹消した日の属する年度の翌年度から5年

（2）前号に掲げるもの以外のもの　申請又は届出若しくは提出の日の属する年度の翌年度から2年

（その他）

第 11 条　この規則に定めのない事項は、市長が別に定める。

平成１９年　２月２２日発行
平成２８年　２月１０日　第２回改訂
令和　５年　８月２３日　第３回改訂
令和　６年　５月１３日　第４回改訂

熊谷市市民部市民活動推進課
〒360-8601
熊谷市宮町二丁目４７番地１　熊谷市役所４階
電話：０４８－５２４－１１２９（直通）

＜参考書籍＞
「第２次改訂版　自治会、町内会等法人化の手引」
「第３次改訂版　自治会、町内会等法人化の手引」
　地縁団体研究会　編集
　発行所　株式会社ぎょうせい